

母子・父子家庭医療費、障がい者医療費受給者証更新のお知らせ

受給者証の有効期限が平成29年7月31日までの方は、次のとおり更新の受付を行います。対象者には案内を郵送しますので、必ず期間内に手続きをしてください。

母子・父子家庭医療

■期間 6月20(火)～7月5日(水)
(土・日曜日は除く)

■場所 国保年金課(市役所1階)
※郵送も可

障がい者医療

■期間 7月11日(火)～28日(金)
(土・日曜日、祝日は除く)

■場所 国保年金課(市役所1階)

※療育手帳CまたはIQ51以上75以下の要件で受給者証をお持ちの方は、7月4日(火)～14日(金)(土・日曜日は除く)の受付となります。

※母子・父子家庭医療及び障がい者医療で療育手帳CまたはIQ51以上75以下の要件の方は、①所得制限などにより受給できない場合や②現在資格を喪失している方で、所得の減少などにより受給できる場合があります。

問い合わせ

国保年金課 ☎0652

保健センターからのお知らせ ☎84-0646

危険ドラッグの本当の怖さを知っていますか?

危険ドラッグは「買わない!」「使わない!」「関わらない!」

危険ドラッグってどんなもの?

危険ドラッグとは、麻薬や覚醒剤など法律で規制されている物質の構造を一部変えた薬物を植物片などに添加したものです。危険ドラッグは、合法ハーブ、アロマ、お香などと称して店舗やインターネットで売られていることがあります。また、「リキッド」や、「パウダー」として売られているものもあります。これらは、香りを楽しむための「お香」や、料理などに使われる植物の「ハーブ」とは全く違い、大変危険なものです。



体にどんな影響がある?

危険ドラッグの使用(依存性あり)により、嘔吐、意識がもうろうとする、幻覚、呼吸困難、けいれんなどの重大な健康被害を引き起こし、場合によっては死亡に至ることもあります。

禁止・処罰について

危険ドラッグの中には、指定薬物など法律で規制されている物質が含まれていることがあり、使用することはもちろん、購入、譲り受け、所持するだけで逮捕され、懲役または罰金に処されることがあります。

【相談先】愛知県半田保健所 ☎21-3342

【日本脳炎予防接種のご案内】

期	接種回数など	対象年齢
1期	初回：2回(6日～28日の間隔)	生後6か月～7歳6か月未満(標準的な接種期間:3歳)
	追加：1回(初回の2回終了後、11か月～13か月後)	生後6か月～7歳6か月未満(標準的な接種期間:4歳)
2期	1回(1期3回分の接種が済んでいない方は、不足分も接種できます)	9歳以上13歳未満(標準的な接種期間:9歳)

次の場合も無料で接種できます

- 平成19年4月1日までに生まれた方は、20歳未満であれば1期初回～2期の合計4回分(ただし、2期は9歳以上が対象)
- 平成19年4月2日～平成21年10月1日に生まれた方で、生後6か月～7歳6か月未満で1期の接種(3回)を終了していない方は、9歳以上13歳未満において1期初回～2期の不足分

【7月の各種相談】

※保健センターの駐車場が混雑している場合は、市役所駐車場または、半田病院駐車場をご利用ください。

こころの保健室 (場所:保健センター)	相談(予約制) 1人40分程度 ※訪問や電話でも対応可 (訪問は保健師のみ)	【臨床心理士】 7日(金)	10時～12時	「疲れやすい」「気持ちが沈みがち」など、こころがすっきりしない時に利用してください。ご家族の相談もできます。
		【保健師】 12日(水) 19日(水) 26日(水)	13時30分～	